

パブリッククラウドサービス利用規約

実施 平成 24 年 3 月 30 日

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)は、このパブリッククラウドサービス利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これによりパブリッククラウドサービスおよび卸パブリッククラウドサービス(パブリッククラウドサービスと卸パブリッククラウドサービスを総称して以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 本サービスに係る契約者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の変更)

第2条 当社は本規約を必要に応じて変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(本規約の公表)

第3条 当社は、当社のホームページ(<http://www.ntt.com/tariff/comm/>)その他当社が別に定める方法により、本規約を公表します。

(用語の定義)

第4条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 パブリッククラウドサービス	仮想サーバー(契約者のデータの蓄積又は転送等を行うために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。)等を使用して提供する電気通信サービス
4 卸パブリッククラウドサービス	契約者がパブリッククラウドサービスを契約者の顧客(以下「サービス利用者」といいます)へ提供することを条件に、パブリッククラウドサービスを卸電気通信役務(電気通信事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務をいいます。以下同じとします。)として、提供する電気通信サービス
4 本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
6 自営端末設備	本サービスを利用するために契約者が設置する端末設備
7 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
8 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は1の契約ID毎に1のパブリッククラウドサービスまたは卸パブリッククラウドサービスに係る契約を締結します。

(本サービスの契約申込)

第6条 本サービスに係る契約の申込みをするときは、当社の指定する方法により申込みを行っていただきます。

(本サービスの契約申込の承諾)

第7条 当社は、本サービスに係る契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスに係る契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1)本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2)本サービスに係る契約の申込みをした者が、本サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3)本サービスに係る契約の申込みをした者が本サービスの利用を停止されている若しくは停止されたことがある又は本サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4)本サービスに係る契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を申し出たとき。
- (5)卸パブリッククラウドサービスの申込者が法人である、又は法人に相当すると当社が確認できないとき。
- (6)その他本サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(本サービスの契約内容の変更)

第8条 当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの契約内容の変更を行います。ただし、パブリッククラウドサービスに係る契約から卸パブリッククラウドサービスに係る契約への変更又は卸パブリッククラウドサービスに係る契約からパブリッククラウドサービスに係る契約への変更はできません。

2 前項の請求があったときは、当社は、第7条(本サービスの契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約の地位の承継)

第9条 相続又は法人の合併若しくは分割により本サービスに係る契約の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社の指定する方法により当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(氏名等の変更の届出)

第10条 契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは所在地について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

(契約に基づく権利の譲渡)

第11条 本サービスに係る利用権(契約者が本サービスに係る契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 本サービスに係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により本サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により本サービスに係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1)本サービスに係る利用権を譲り受けようとする者が、本サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2)本サービスに係る利用権を譲り受けようとする者が、本サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3)本サービスに係る利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
- (4)本サービスに係る利用権を譲り受けようとする者が、第13条(当社が行う本サービスに係る契約の解除)第1項の規定のいずれか

に該当するとき。

(5)その他、本サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 本サービスに係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(契約者が行う本サービスに係る契約の解除)

第12条 契約者は、本サービスに係る契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社の指定する方法により当社に通知していただきます。

(当社が行う本サービスに係る契約の解除)

第13条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスに係る契約の解除をすることがあります。

(1)仮想サーバー等を全く利用していない状態が1年以上継続しているとき。

(2)第15条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(3)当社が別に定める期日を経過してもなお、本サービスの料金の支払いがないとき。

(4)当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。

(5)第7条2項各号のいずれかに該当する申込であったことが判明したとき。

(6)法令等(外国法等を含みます。以下同じとします。)に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき。

(7)その他、本規約に違反したとき。

2 当社は、前1項の規定により、本サービスに係る契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第3章 利用中止等

(利用中止)

第14条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1)当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2)天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(3)本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。

(4)法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき。(5)第16条(利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第15条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

(1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払いを怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(2)第8条(契約内容等の変更)、第28条(契約者の義務)又は第29条(卸パブリッククラウドサービスに係る契約者の義務)の規定に違反したとき。

(3)前2号のほか、本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用の制限)

第 16 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、当社が必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスに係る通信の利用を中止する措置をとることがあります。

2 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

第4章 料金等

(料金)

第 17 条 本サービスの料金は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 本サービスの工事に関する費用(以下、「工事費」と言います。)は、料金表第2表(工事費)に定めるところによります。

(料金の支払義務)

第 18 条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月(1の暦月の起算日(当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。

2 利用停止又は利用中止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第 18 条の2 契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾をうけたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(割増金)

第 19 条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第 20 条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払い期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注)本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。

第5章 データの取扱い

(データの取扱い)

第 21 条 当社は、当社の電気通信設備に保存された契約者のデータが、滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

(データの利用)

第 22 条 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、当社の電気

通信設備に保存されたデータを確認、複写又は複製することがあります。

(データの消去)

第 23 条 当社は、契約者のデータが当社の定める所定の基準を超えたとき又は第 15 条(利用停止)各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し何らの通知なく、現に蓄積しているデータを削除又はデータの転送を停止することがあります。

2 当社は、本サービスに係る契約の解除等があったときは、当社の電気通信設備に保存されているデータを削除します。

3 前2項の場合において、当社は、契約者又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

第6章 損害賠償等

(責任の制限)

第 24 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者の損害に対して責任を負うものとします。

2 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る月額上限料金(料金表第 1 表(料金)の 2(料金額)の(A-1)から(A-3)までまたは(B-1)から(B-3)までのうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るもの)に限ります。)の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

(免責)

第 25 条 当社は第 24 条(責任の制限)の場合を除き、契約者に係る一切の損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、いかなる責任も負担しないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により自営端末設備等の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第7章 雑則

(本サービスの廃止)

第 26 条 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。本サービスの一部又は全部を廃止する場合には、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

2 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 本サービスの一部又は全部の廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

(承諾の限界)

第 27 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等本サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者の義務)

第 28 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
 - (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータを改ざん、消去する行為をしないこと。
 - (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
 - (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (7) 契約者が日本国法により輸出または技術の提供を禁止されている者ではないこと
 - (8) 本サービスを、日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造または使用のために利用しないこと
 - (9) 日本国の輸出関連法規を遵守し、本サービス(本サービスに使用されている技術を含みます。以下、本号において同じとします。)または本サービスを利用して提供する契約者のサービスを監督官庁の許可なしに禁輸国又は貿易制裁国の企業、居住者、国民、取引禁止者若しくは取引禁止企業に対し利用させないこと。
 - (10) その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (11) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して本サービスに係る当社の電気通信設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について一切の責任を負わないものとします。
- 4 契約者は、本サービスに係るID及びパスワード(以下「ID等」といいます。)を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。
- 5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社はID等の変更その他当社が別に定める必要な措置をとる場合があります。
- 6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(卸パブリッククラウドサービスに係る契約者の義務)

第 29 条 卸パブリッククラウドサービスの契約者は、卸パブリッククラウドサービスの利用にあたり、次のことに同意していただきます。

- (1) 契約者は、サービス利用者に対し、本規約に基づく契約者の義務と同等の義務を負わせるものとします。
- (2) 契約者は、契約者又は当社がサービス利用者の不適切な行為を認知したときは、それを阻止するために必要な措置及び当社が求める措置を速やかに実施するものとします。
- (3) 契約者は、サービス利用者が第1号に基づく義務に違反して行った行為により当社又は第三者に損害を与えたときは、一切の責任を負うものとし、当社を免責するものとします。
- (4) 契約者のサービス(卸パブリッククラウドサービスを利用して契約者がサービス利用者へ提供するものをいいます。)を提供するための契約の当事者は契約者自身とし、契約者はサービス利用者に対し、自らの費用と責任において、そのサービスに係る販売、説明、注文受付、提供、料金の請求及び回収並びに問合せ対応等を行うものとします。
- (5) 契約者は、サービス利用者から問合せ若しくは苦情等があった場合又はサービス利用者に対して変更の通知等を行う場合、その原因の如何にかかわらず、自らの費用と責任において適切に対応するものとします。

- (6) 当社は、サービス利用者から本サービスに関する問合せ又は苦情を受けた場合、契約者の連絡先をサービス利用者へ案内します。
この場合において、当社は、その案内に起因して生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- (7) 当社は、サービス利用者からの問合せ又は苦情等に対応せざるを得なかった場合は、その対応に要した費用を貴社に求償できるものとします。
- (8) 契約者は、サービス利用者へ卸電気通信役務として卸パブリッククラウドサービスを提供することはできません。
- (9) 契約者が前8号の規定に違反し、又はその他卸パブリッククラウドサービスの提供により当社に損害が発生したときは、契約者はその損害を賠償するものとします。

(契約者に対する通知)

第 30 条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理する電気通信設備に到達した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する当該通知が完了したものとみなします。

2 本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合であっても、契約者は、当社が前項各号の手続をもって書面による通知に代えることができることに予め同意するものとします。

(当社の知的所有権)

第 31 条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示する物品(本規約、本サービスの仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下、本条において同じとします。)に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。)及び著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条の権利をいいます。)並びにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2 契約者は前項のほか、次のとおり物品を取り扱うものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わないこと。
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

3 本条の規定は、本サービスに係る契約の終了後も効力を有するものとします。

(個人情報の取扱い)

第 32 条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する契約者に係る個人情報(以下本条において「個人情報」といいます。)の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

2 当社は、当社が保有している個人情報について契約者から開示の請求があったときは、原則として開示をします。

3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

(管轄裁判所)

第 33 条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 34 条 本規約に関する準拠法は日本法とします。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者が本サービスに係る契約に基づき支払う料金を料金月に従って計算します。この場合、当社は協定世界時を用いて計算します。
- 2 当社は、本サービスに係る料金を日割しません。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金の支払方法)

- 5 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金及び工事費を支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 6 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金の相殺)

- 7 当社は、返還すべき料金又は工事費が発生した場合は、それ以後の料金月の料金でその返還すべき料金を相殺して返還することがあります。

(消費税相当額)

- 8 本規約により支払いを要するものと定められている料金又は工事費の額は、税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。)に基づき計算された額とします。

上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額の合計と異なる場合があります。

(注)この料金表に規定する料金額は「税抜価格(税込価格)」として表記します。

(その他の租税公課等)

- 9 8に規定するほか、契約者は、本サービスに係る契約又は本サービスの利用に伴い、法令等に基づき租税公課又は手数料等を課されるときは、その租税公課又は手数料等の支払いを要します。

(料金等の臨時減免)

- 10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

(注)当社は料金の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。

(仮想サーバーに係る SLA サービス)

- 11 当社は、第 1 表料金2(料金額)の(A-1)に定める仮想サーバーについて、次のとおりサービスレベルアグリーメントサービス(以下「SLA サービス」といいます。)を適用します。

- (1)当社は、当社の責めに帰すべき理由により、契約者が利用中の仮想サーバーの月間稼働率(次号に定めるものをいいます。以下、同じとします。)が次表に定める割合に該当する場合、その料金月における対象の仮想サーバーに係る料金に次表に定める料率を乗じて得た額を契約者に対して返金します。

月間稼働率の割合	返金料率
99.99%未満 98%以上	10%
98%未満	100%

(2) 月間稼働率は次の式に従って算出します。

$$\text{月間稼働率} = (1 - \text{累計障害時間} \div \text{月間稼働時間}) \times 100$$

ア 累計障害時間は、障害時間(当社の責めに帰すべき理由により、仮想サーバーが利用不可能になった状態が継続して発生した時間とし、1分未満の時間は切り捨てるものとします。)を1の料金月ごとに合算した時間とします。

ただし、次の各号のいずれかに定める事象に起因して仮想サーバーが利用不可能になった時間又は HA 機能の動作による復旧時間については、その時間を累計障害時間を含めないこととします。

(ア) 第 14 条(利用中止)の規定による本サービスの利用の中止

(イ) 仮想サーバーにインストールされた OS 又はソフトウェアの故障又は障害

(ウ) コンピュータリソース(CPU、メモリ又はルートディスクとします。)の処理能力の低下

(エ) コントロールパネルの不具合

イ 月間稼働時間は次の式に従って算出します。

$$\text{月間稼働時間} = 60(\text{分}) \times 24(\text{時間}) \times 30(\text{日})$$

ウ 月間稼働率は1の仮想サーバー毎に算出します。

(3) 契約者は、SLA サービスにより料金の返還を請求するときは、対象となる料金月の翌月 15 日までに、月間稼働率が 99.99%に満たなかったことを証明する書類を添えて、当社所定の書面を本サービス取扱所に提出していただきます。

(4) 当社は、(3)の請求に基づき月間稼働率を調査した結果、SLA サービスにおける料金の返還対象と判断した場合のみ、料金の返還を行うものとします。

(CDN に係る SLA サービス)

12 当社は、コンテンツデリバリーネットワーク(以下「CDN」といいます。)について、次のとおり SLA サービスを適用します。

(1) 当社は、当社の責めに帰すべき理由により、キャッシュサーバーからコンテンツを連続して 15 分間取得確認できなかった場合、次のとおり当月分のCDN基本額の 30 分の 1 に相当する金額を返還します。

(ア) 料金返還の対象となる状況が発生した時刻から 24 時間のうちに、再度料金返還の対象となる状況が発生した場合であっても、その 24 時間の返還金額の上限は当月分のCDN基本額の 30 分の 1 とします。

(イ) 1の料金月において、料金返還の対象となる状況が発生した日が複数となる場合は(ア)に規定する金額を上限として、それぞれの返還金額の合計を返還します。

(2) 次の各号のいずれかに定める事象に起因してコンテンツが取得不可能となった場合は、SLA サービスを適用しません。

(ア) 第 14 条(利用中止)の規定による本サービスの利用の中止

(イ) コントロールパネルの不具合

(3) 契約者は、SLA サービスにより料金の返還を請求するときは、対象となる料金月の翌月 15 日までに、キャッシュサーバーからコンテンツを連続して 15 分間取得確認できなかったことを証明する書類を添えて、当社所定の書面を本サービス取扱所に提出していただきます。

(4) 当社は、(1)の請求に基づき調査した結果、SLA サービスにおける料金の返還対象と判断した場合のみ、料金の返還を行うものとします。

(オブジェクトストレージサービスに係る SLA サービス)

13 当社は、オブジェクトストレージサービスについて、次のとおり SLA サービスを適用します。

(1) 当社は、当社の責めに帰すべき理由により、契約者が利用中のストレージの月間稼働率が 99.9%に満たなかった場合、その料金月におけるオブジェクトストレージサービスに係る料金の 10%に相当する金額を返還します。

(2) 月間稼働率は次の式に従って算出します。

$$\text{月間稼働率} = (1 - \text{累計障害時間} \div \text{月間総稼働時間}) \times 100$$

ア 累計障害時間は、障害時間(当社の責めに帰すべき理由により、オブジェクトストレージサービスにおける特定の5分間のエラー率(エラー数を総リクエスト数で除して得た割合とします。)が100%となる時間とします。)を1の料金月ごとに合算した時間とします。

ただし、次の各号のいずれかに定める事象に起因してオブジェクトストレージサービスが利用不可能になった時間については、その時間を累計障害時間に含めないこととします。

(ア)第14条(利用中止)の規定による本サービスの利用の中止

(イ)コントロールパネルの不具合

イ 月間総稼働時間は、SLAの対象事象が発生した料金月の総時間数とします。

(3)契約者は、SLA サービスにより料金の返還を請求するときは、対象となる料金月の翌月15日までに、月間稼働率が99.9%に満たなかったことを証明する書類を添えて、当社所定の書面を本サービス取扱所に提出していただきます。

(4)当社は、(3)の請求に基づき月間稼働率を調査した結果、SLA サービスにおける料金の返還対象と判断した場合のみ、料金の返還を行うものとします。

(卸パブリッククラウドサービスに係る料金計算方法等)

14 卸パブリッククラウドサービスに係る料金計算方法については、以下のとおりとします。

(1)当社は卸パブリッククラウドサービス契約者(当該卸パブリッククラウドサービス契約者に属するサービス利用者の料金の合計額(以下「総利用額」といいます。))に対し、以下の割引率を適用した金額を請求します。

総利用額(税別)	割引率
0円以上 100,000円以下の部分	0%
100,000円超 1,000,000円以下の部分	5%
1,000,000円超 5,000,000円以下の部分	7%
5,000,000円超の部分	10%

(例) 総利用額(税別)が1,500,000円の場合

$$\begin{aligned} \text{請求額(税別)} &= 100,000 \text{円} \times 1.00 \text{(割引率 0\%)} + 900,000 \text{円} \times 0.95 \text{(割引率 5\%)} + 500,000 \text{円} \times 0.93 \text{(割引率 7\%)} \\ &= 1,420,000 \text{円} \end{aligned}$$

(2)当社は上記の請求額を卸パブリッククラウドサービス契約者に対し、請求を行います。当社からサービス利用者へは請求を行いません。

(3)本条項に記載のない事項については、前述の通則に準じるものとします。

第1表 料金

1 適用

- ア 本サービスに係る料金は、1の契約IDごとに2(料金額)に定める料金を合算して適用します。
- イ 2(料金額)の(A-1)から(A-6)まで及び(B-4)に定める料金は、1の料金月において、料金項目ごとに利用時間を測定して従量料金を算出します。
- ウ 2(料金額)の(A-1)から(A-6)まで及び(B-4)に定める料金は、1の料金月における利用時間において、1時間に満たない端数時間が生じた場合は、その端数時間(小数点第5位を四捨五入した時間とします。)に対応する従量料金を適用します。ただし、(A-1)から(A-6)まで及び(B-4)については、1の料金月における総利用時間が1時間未満の場合、1時間分の従量料金を適用します。
- エ 2(料金額)の(A-1)から(A-6)まで及び(B-4)に定める料金について、1の料金月における従量料金の合計額が月額上限料金を上回る場合は、月額上限料金を適用します。
- オ この料金表において利用する情報量の単位は、次のとおりとします。
- (ア)CDN サービスに係るもの
- 1GB=1,000MB、1MB=1,000KB、1KB=1,000Byte
- (イ)(ア)以外のもの
- 1TB=1,024GB、1GB=1,024MB、1MB=1,024KB、1KB=1,024Byte
- カ 2(料金額)の(A-4)から(A-6)まで及び(B-2)に定める料金について、1GB に満たない端数データ量が生じた場合は、その端数データ量(小数点第5位を四捨五入したデータ量とします。)に対応する従量料金を適用します。なお、1の料金月におけるデータ量が1GB 未満の場合、1GB 分の料金を適用します。
- キ 2(料金額)の(B-7)に定める料金について、1GB に満たない端数データ量が生じた場合は、その端数データ量(小数点第3位を切り捨てたデータ量とします。)に対応する従量料金を適用します。なお、1の料金月におけるデータ量が1GB 未満の場合、1GB 分の料金を適用します。

2 料金額

A. Compute (FLAT タイプ) または Compute (VPC タイプ OpenNW) に係るもの

(A-1) 仮想サーバーに係るもの

プラン名	CPU	メモリ		従量料金	月額上限料金
プラン vQ	1 CPU	0.5 GB	起動時	1 円 (1.08 円)/時	450 円 (486 円)/月
			停止時	0.5 円 (0.54 円)/時	
プラン v1	1 CPU	2GB	起動時	7.18 円 (7.754 円)/時	3,400 円 (3,672 円)/月
			停止時	3.78 円 (4.082 円)/時	
プラン v2	2 CPU	4 GB	起動時	13.09 円 (14.137 円)/時	6,200 円 (6,696 円)/月
			停止時	6.89 円 (7.441 円)/時	
プラン v4	4 CPU	8 GB	起動時	26.18 円 (28.274 円)/時	12,400 円 (13,392 円)/月
			停止時	13.78 円 (14.882 円)/時	
プラン v8	8 CPU	16 GB	起動時	52.36 円 (56.548 円)/時	24,800 円 (26,784 円)/月
			停止時	27.56 円 (29.764 円)/時	
プラン v1 HiM (ハイ・メモリオプション)	1 CPU	4 GB	起動時	9.5 円 (10.26 円)/時	4,500 円 (4,860 円)/月
			停止時	5 円 (5.4 円)/時	
プラン v2 HiM (ハイ・メモリオプション)	2 CPU	8 GB	起動時	19 円 (20.52 円)/時	9,000 円 (9,720 円)/月
			停止時	10 円 (10.8 円)/時	
プラン v4 HiM (ハイ・メモリオプション)	4 CPU	16 GB	起動時	38 円 (41.04 円)/時	18,000 円 (19,440 円)/月
			停止時	20 円 (21.6 円)/時	
プラン v8 HiM (ハイ・メモリオプション)	8 CPU	32 GB	起動時	76 円 (82.08 円)/時	36,000 円 (38,880 円)/月

			停止時	40 円 (43.2 円)/時	
プラン v16 HiM (ハイ・メモリオプション)	16 CPU	64 GB	起動時	152 円 (164.16)円/時	72,000 円 (77,760 円)/月
			停止時	80 円 (86.4 円)/時	

備考

ア プラン vQ の 1CPU は 0.4GHz 相当に値します。その他のプランでは 1CPU は 1.6GHz 相当に値します。

イ 「起動時」とは、契約者の操作により仮想サーバーが正常に起動した時刻から起算し、正常に停止した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

ウ 「停止時」とは、契約者の操作により仮想サーバーの作成を実行した時刻から起算し、契約者が削除の操作を実行した時刻までのうち、起動時を除く経過時間とし、当社の機器により測定します。

エ 1の料金月においてプランの変更があった場合、その変更があった料金月における停止時の従量料金は、その料金月において利用したプランのうち従量料金が最小のものを適用します。

オ 1の料金月を通じて停止時の状態であった仮想サーバーの従量料金は、Compute (FLAT タイプ)ではプラン vQ、Compute (VPC タイプ OpenNW)ではプラン v1 を適用します。

カ Compute (VPC タイプ OpenNW)ではプラン vQ は提供外となります。

キ ハイ・メモリオプションの提供は、東日本リージョンの Compute(FLAT タイプ)に限ります。

ク 1の認証IDごとに Compute(FLAT タイプ)または Compute(VPC タイプ OpenNW)において、作成できる仮想サーバーの数は 1リージョンにつき最大 100 とします。

ケ 通常プランからハイ・メモリオプションへの変更、および、ハイ・メモリオプションから通常プランへの変更はできません。プランの変更は通常プラン間もしくはハイ・メモリオプション間のみとなります。

(A-2)提供 OS テンプレートに係るもの

OS の種類	Compute プラン	従量料金	月額上限料金
Cent OS	プラン vQ	無料	無料
	プラン v1	無料	無料
	プラン v2	無料	無料
	プラン v4	無料	無料
	プラン v8	無料	無料
	プラン v1 HiM	無料	無料
	プラン v2 HiM	無料	無料
	プラン v4 HiM	無料	無料
	プラン v8 HiM	無料	無料
	プラン v16 HiM	無料	無料
Ubuntu	プラン vQ	無料	無料
	プラン v1	無料	無料
	プラン v2	無料	無料

	プラン v4	無料	無料
	プラン v8	無料	無料
	プラン v1 HiM	無料	無料
	プラン v2 HiM	無料	無料
	プラン v4 HiM	無料	無料
	プラン v8 HiM	無料	無料
	プラン v16 HiM	無料	無料
Windows Server 2008	プラン vQ	6 円(6.48 円)/時	3,000 円(3,240 円)/月
	プラン v1	6 円(6.48 円)/時	3,000 円(3,240 円)/月
	プラン v2	6 円(6.48 円)/時	3,000 円(3,240 円)/月
	プラン v4	6 円(6.48 円)/時	3,000 円(3,240 円)/月
	プラン v8	6 円(6.48 円)/時	3,000 円(3,240 円)/月
	プラン v1 HiM	6 円(6.48 円)/時	3,000 円(3,240 円)/月
	プラン v2 HiM	6 円(6.48 円)/時	3,000 円(3,240 円)/月
	プラン v4 HiM	6 円(6.48 円)/時	3,000 円(3,240 円)/月
	プラン v8 HiM	6 円(6.48 円)/時	3,000 円(3,240 円)/月
	プラン v16 HiM	6 円(6.48 円)/時	3,000 円(3,240 円)/月
Windows Server 2012(80GB タイプ)	プラン vQ	6.8 円(7.344 円)/時	3,400 円(3,672 円)/月
	プラン v1	6.8 円(7.344 円)/時	3,400 円(3,672 円)/月
	プラン v2	6.8 円(7.344 円)/時	3,400 円(3,672 円)/月
	プラン v4	6.8 円(7.344 円)/時	3,400 円(3,672 円)/月
	プラン v8	6.8 円(7.344 円)/時	3,400 円(3,672 円)/月
	プラン v1 HiM	6.8 円(7.344 円)/時	3,400 円(3,672 円)/月
	プラン v2 HiM	6.8 円(7.344 円)/時	3,400 円(3,672 円)/月
	プラン v4 HiM	6.8 円(7.344 円)/時	3,400 円(3,672 円)/月
	プラン v8 HiM	6.8 円(7.344 円)/時	3,400 円(3,672 円)/月
	プラン v16 HiM	6.8 円(7.344 円)/時	3,400 円(3,672 円)/月
Microsoft SQL Server (100GB タイプ)	プラン vQ	67.804 円(73.228 円)/時	32,500円 (35,100 円)/月
	プラン v1	67.804 円(73.228 円)/時	32,500円 (35,100円)/月
	プラン v2	67.804 円(73.228 円)/時	32,500円 (35,100円)/月
	プラン v4	67.804 円(73.228 円)/時	32,500円 (35,100円)/月
	プラン v8	67.804 円(73.228 円)/時	32,500円 (35,100円)/月

	プラン v1 HiM	67.804 円(73.228 円)/時	32,500円 (35,100円)/月
	プラン v2 HiM	67.804 円(73.228 円)/時	32,500円 (35,100円)/月
	プラン v4 HiM	67.804 円(73.228 円)/時	32,500円 (35,100円)/月
	プラン v8 HiM	67.804 円(73.228 円)/時	32,500円 (35,100円)/月
	プラン v16 HiM	67.804 円(73.228 円)/時	32,500円 (35,100円)/月
Windows Server with Office (100GB タイプ)	プラン vQ	28 円(30.24 円)/時	13,500円 (14,580円)/月
	プラン v1	28 円(30.24 円)/時	13,500円 (14,580円)/月
	プラン v2	28 円(30.24 円)/時	13,500円 (14,580円)/月
	プラン v4	28 円(30.24 円)/時	13,500円 (14,580円)/月
	プラン v8	28 円(30.24 円)/時	13,500円 (14,580円)/月
	プラン v1 HiM	28 円(30.24 円)/時	13,500円 (14,580円)/月
	プラン v2 HiM	28 円(30.24 円)/時	13,500円 (14,580円)/月
	プラン v4 HiM	28 円(30.24 円)/時	13,500円 (14,580円)/月
	プラン v8 HiM	28 円(30.24 円)/時	13,500円 (14,580円)/月
	プラン v16 HiM	28 円(30.24 円)/時	13,500円 (14,580円)/月
Windows Server RDS SAL	プラン vQ	5,000 円(5,400 円)/月 + 6 円(6.48 円)/時	8,000円(8,640円)/月
	プラン v1	5,000 円(5,400 円)/月 + 6 円(6.48 円)/時	8,000円(8,640円)/月
	プラン v2	5,000 円(5,400 円)/月 + 6 円(6.48 円)/時	8,000円(8,640円)/月
	プラン v4	5,000 円(5,400 円)/月 + 6 円(6.48 円)/時	8,000円(8,640円)/月

	プラン v8	5,000 円(5,400 円)/月 + 6 円(6.48 円)/時	8,000円(8,640円)/月
	プラン v1 HiM	5,000 円(5,400 円)/月 + 6 円(6.48 円)/時	8,000円(8,640円)/月
	プラン v2 HiM	5,000 円(5,400 円)/月 + 6 円(6.48 円)/時	8,000円(8,640円)/月
	プラン v4 HiM	5,000 円(5,400 円)/月 + 6 円(6.48 円)/時	8,000円(8,640円)/月
	プラン v8 HiM	5,000 円(5,400 円)/月 + 6 円(6.48 円)/時	8,000円(8,640円)/月
	プラン v16 HiM	5,000 円(5,400 円)/月 + 6 円(6.48 円)/時	8,000円(8,640円)/月
Plesk(Web Admin Edition/English) on Cent OS	プラン vQ	2.4 円(2.592 円) /時	1,200円(1,296円)/月
	プラン v1	2.4 円(2.592 円) /時	1,200円(1,296円)/月
	プラン v2	2.4 円(2.592 円) /時	1,200円(1,296円)/月
	プラン v4	2.4 円(2.592 円) /時	1,200円(1,296円)/月
	プラン v8	2.4 円(2.592 円) /時	1,200円(1,296円)/月
	プラン v1 HiM	2.4 円(2.592 円) /時	1,200円(1,296円)/月
	プラン v2 HiM	2.4 円(2.592 円) /時	1,200円(1,296円)/月
	プラン v4 HiM	2.4 円(2.592 円) /時	1,200円(1,296円)/月
	プラン v8 HiM	2.4 円(2.592 円) /時	1,200円(1,296円)/月
	プラン v16 HiM	2.4 円(2.592 円) /時	1,200円(1,296円)/月
Plesk(Web Admin Edition/Japanese+English) on Cent OS	プラン vQ	4.16 円(4.492 円) /時	2,000円(2,160円)/月
	プラン v1	4.16 円(4.492 円) /時	2,000円(2,160円)/月
	プラン v2	4.16 円(4.492 円) /時	2,000円(2,160円)/月
	プラン v4	4.16 円(4.492 円) /時	2,000円(2,160円)/月
	プラン v8	4.16 円(4.492 円) /時	2,000円(2,160円)/月
	プラン v1 HiM	4.16 円(4.492 円) /時	2,000円(2,160円)/月
	プラン v2 HiM	4.16 円(4.492 円) /時	2,000円(2,160円)/月
	プラン v4 HiM	4.16 円(4.492 円) /時	2,000円(2,160円)/月
	プラン v8 HiM	4.16 円(4.492 円) /時	2,000円(2,160円)/月
	プラン v16 HiM	4.16 円(4.492 円) /時	2,000円(2,160円)/月
Plesk(Web Host Edition/English) on Cent OS(100GB タイプ)	プラン vQ	14.35 円(15.498 円) /時	6,900円(7,452円)/月
	プラン v1	14.35 円(15.498 円) /時	6,900円(7,452円)/月
	プラン v2	14.35 円(15.498 円) /時	6,900円(7,452円)/月
	プラン v4	14.35 円(15.498 円) /時	6,900円(7,452円)/月
	プラン v8	14.35 円(15.498 円) /時	6,900円(7,452円)/月
	プラン v1 HiM	14.35 円(15.498 円) /時	6,900円(7,452円)/月

	プラン v2 HiM	14.35 円(15.498 円) /時	6,900円(7,452円)/月
	プラン v4 HiM	14.35 円(15.498 円) /時	6,900円(7,452円)/月
	プラン v8 HiM	14.35 円(15.498 円) /時	6,900円(7,452円)/月
	プラン v16 HiM	14.35 円(15.498 円) /時	6,900円(7,452円)/月
Plesk(Web Host Edition/Japanese+English) on Cent OS (100GB タイプ)	プラン vQ	16.26 円(17.560 円) /時	7,900円(8,532円)/月
	プラン v1	16.26 円(17.560 円) /時	7,900円(8,532円)/月
	プラン v2	16.26 円(17.560 円) /時	7,900円(8,532円)/月
	プラン v4	16.26 円(17.560 円) /時	7,900円(8,532円)/月
	プラン v8	16.26 円(17.560 円) /時	7,900円(8,532円)/月
	プラン v1 HiM	16.26 円(17.560 円) /時	7,900円(8,532円)/月
	プラン v2 HiM	16.26 円(17.560 円) /時	7,900円(8,532円)/月
	プラン v4 HiM	16.26 円(17.560 円) /時	7,900円(8,532円)/月
	プラン v8 HiM	16.26 円(17.560 円) /時	7,900円(8,532円)/月
	プラン v16 HiM	16.26 円(17.560 円) /時	7,900円(8,532円)/月
Plesk(10 domain/Japanese+English) on Cent OS	プラン vQ	6.25 円(6.75 円) /時	3,000円(3,240円)/月
	プラン v1	6.25 円(6.75 円) /時	3,000円(3,240円)/月
	プラン v2	6.25 円(6.75 円) /時	3,000円(3,240円)/月
	プラン v4	6.25 円(6.75 円) /時	3,000円(3,240円)/月
	プラン v8	6.25 円(6.75 円) /時	3,000円(3,240円)/月
	プラン v1 HiM	6.25 円(6.75 円) /時	3,000円(3,240円)/月
	プラン v2 HiM	6.25 円(6.75 円) /時	3,000円(3,240円)/月
	プラン v4 HiM	6.25 円(6.75 円) /時	3,000円(3,240円)/月
	プラン v8 HiM	6.25 円(6.75 円) /時	3,000円(3,240円)/月
	プラン v16 HiM	6.25 円(6.75 円) /時	3,000円(3,240円)/月
Red Hat Enterprise Linux	プラン v1	9 円(9.72 円) /時	4,350円(4,698円)/月
	プラン v2	9 円(9.72 円) /時	4,350円(4,698円)/月
	プラン v4	9 円(9.72 円) /時	4,350円(4,698円)/月
	プラン v8	21 円(22.68 円) /時	10,000円 (10,800円)/月

備考

- ア 利用時間は、契約者の操作により仮想サーバーの作成を実行した時刻から起算し、契約者が削除の操作を実行した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。
- イ 当社は、提供 OS テンプレートに対し、15GB 又は 40GB のルートディスクを無料で提供します。
- ウ Windows Server 2012(80GB タイプ) の料金には、Windows Server OS テンプレート料金および 40GB の追加ルートディスク容量の料金が含まれています。
- エ MS SQL の料金には、Windows Server OS テンプレート料金および 60GB の追加ルートディスク容量の料金が含まれています。
- オ Windows Server with Office(100GB タイプ)の提供は東日本リージョンの Compute(FLAT タイプ)を選択される場合に限りです。
- カ Windows Server with Office の料金には、Windows Server OS テンプレート料金および 60GB の追加ルートディスク容量の料金が含まれています。

- キ Windows Server RDS SAL(以下、RDS SAL)の提供は東日本リージョンの Compute (FLAT タイプ)に限ります。
- ク RDS SAL へのお申込みで 10 アカウントの利用が可能となります。
- ケ RDS SAL には Windows Server の OS テンプレート料金が含まれています。
- コ Plesk(Web Admin Edition/English) on Cent OS 並びに Plesk(Web Admin Edition/Japanese+English) on Cent OS 並びに Plesk (Web Host Edition/English)on Cent OS(100GB タイプ)並びに Plesk(Web Host Edition/Japanese+English) on Cent OS (100GB タイプ)および Plesk(10 domain/Japanese+English) on Cent OS の提供は Compute (FLAT タイプ)に限ります。
- サ Plesk(Web Host Edition/English) on Cent OS(100GB タイプ)および Plesk(Web Host Edition/Japanese+English) on Cent OS (100GB タイプ)には CentOS テンプレート料金および 85GB の追加ルートディスク容量の料金が含まれています。
- シ Red Hat Enterprise Linux の提供は東日本リージョンの Compute (VPC タイプ OpenNW)に限ります。

(A-3)追加ディスクに係るもの

追加ディスクの容量	従量料金	月額上限料金
40 GB Disk Space	0.8 円(0.864 円)/時	400 円(432 円)/月
100 GB Disk Space	2 円(2.16 円)/時	1,000 円(1,080 円)/月
300 GB Disk Space	6 円(6.48 円)/時	3,000 円(3,240 円)/月
500 GB Disk Space	10 円(10.8 円)/時	5,000 円(5,400 円)/月
1 TB Disk Space	20 円(21.6 円)/時	10,000 円 (10,800 円)/月

備考

- ア 利用時間は、契約者の操作により追加ディスクの作成を実行した時刻から起算し、契約者が削除の操作を実行した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。
- イ 1の仮想サーバーごとに追加できるディスクの数は、ルートディスクを除き最大 5 までとします。
- ウ 1の認証IDごとに各リージョンの Compute(FLAT タイプ)または Compute(VPC タイプ OpenNW)において作成できる追加ディスクの数は、ルートディスクを除き最大 500 までとします。

(A-4)スナップショットに係るもの

区分	従量料金
スナップショットの作成とコピー	0.0134 円(0.014 円)/GB/時

備考

- ア 利用時間は、契約者の操作により作成を実行した時刻から起算し、契約者が削除の操作を実行した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。
- イ 各リージョンの Compute(FLAT タイプ)または Compute(VPC タイプ OpenNW)において、1の認証IDごとに作成が可能なスナップショットの数は最大 150 までとします。

(A-5)契約者が自ら作成したテンプレートに係るもの

区分	従量料金
----	------

仮想サーバー作成によるルートディスクの使用	40GB までの部分	無料
	40GB を超える部分	0.0134 円(0.014 円)/GB/時
自ら作成した OS テンプレートの保存		0.0134 円(0.014 円)/GB/時
備考		
<p>ア 利用時間は、契約者の操作により作成を実行した時刻から起算し、契約者が削除の操作を実行した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 各リージョンの Compute(FLAT タイプ)または Compute(VPC タイプ OpenNW)において、1 の認証IDごとにアップロードが可能なテンプレートのデータ量は最大 100GB までとし、テンプレートと ISO イメージの合計数は 100 までとします。</p>		

(A-6)ISO イメージに係るもの

区分		従量料金
仮想サーバー作成によるルートディスクの使用	40 GB Disk Space	無料
	100 GB Disk Space	0.804 円(0.84 円)/時
	300 GB Disk Space	3.484 円(3.64 円)/時
	500 GB Disk Space	6.164 円(6.44 円)/時
	1TB Disk Space	13.1856 円(13.776 円)/時
ISO イメージの保存		0.0134 円(0.014 円)/GB/時
備考		
<p>ア 利用時間は、契約者の操作により作成を実行した時刻から起算し、契約者が削除の操作を実行した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 各リージョンの Compute(FLAT タイプ)または Compute(VPC タイプ OpenNW)において、1 の認証IDごとにアップロードが可能な ISO イメージのデータ量は最大 100GB までとし、テンプレートと ISO イメージの合計数は 100 までとします。</p>		

(A-7)グローバルIPアドレスに係るもの

区分	月額料金
グローバルIPアドレス	1,000 円(1,080 円) / 月
備考	
<p>ア 本機能は Compute(VPC タイプ OpenNW)をご利用いただいている契約者のみに提供させていただきます。</p> <p>イ 当社は1の VPC につき、1のグローバルIPアドレス(NAPT 用)を提供し、グローバルIPアドレスの追加の請求があったときは、1のグローバルIPアドレスごとに提供いたします。</p> <p>ウ 1の料金月の初日に契約者が有するグローバルIPアドレス(グローバルIPアドレス(NAPT 用)を含みます。以下、本欄において同じとします。)とその料金月において追加の請求があったグローバル IP アドレスの数が 10 を超えない限り、月額料金は適用しないものとし、10 を超えた場合は、その超えたグローバルIPアドレスの数ごとに月額料金を適用します。</p> <p>エ 当社は、料金月の途中でグローバルIPアドレスを追加または削除した場合であっても、月額料金を日割りしません。</p> <p>オ Compute(VPC タイプ OpenNW)において、1の認証IDにおける 1 のリージョンで利用できるグローバルIPアドレスの数はグローバルIPアドレス(NAPT 用)を含めて最大 20 までとします。</p>	

(A-8)VPCに係るもの

区分	月額料金
VPC	1,000 円(1,080 円)/月
備考	
ア 本機能は、Compute(VPC タイプ OpenNW)に限り提供させていただきます。	
イ 1の料金月の初日に契約者が有する VPC の数とその料金月において追加の請求があった VPC の数を合算して月額料金を適用します。	
ウ 当社は、料金月の途中で VPC を追加または削除した場合であっても、月額料金を日割りしません。	
エ 1の認証IDにおける 1 のリージョンで利用できる VPC の数は最大 5 までとします。	

(A-9) Load Balancing Advanced(LBA)に係るもの

区分	月額料金
振り分け仮想サーバー3 個まで	1,500 円(1,620 円)/月
追加料金(4 個目から 1 個あたり)	500 円(540 円)/月
SSL 証明書(1 証明書あたり)	300 円(324 円)/月
Sorry ページ(1LBA あたり)	200 円(216 円)/月
LBA 複製	複製毎に複製対象 LBA と同額
備考	
ア 本機能の提供は東日本リージョンまたは西日本リージョンにて Compute(FLAT タイプ) または Compute(VPC タイプ OpenNW)に限ります。	
イ ロードバランサーの利用時間が、月 72 時間以内の場合、当該ロードバランサーは、課金の対象外となります。	
ウ 振り分け仮想サーバー数とは、その月において該当ロードバランサーに登録された仮想サーバー数の最大値とします。	
エ LBA 複製により複製された LBA は Sorry ページの課金対象外となります。	

(A-10)Monitoringに係るもの

区分	月額料金
モニタリング(5 分間隔)	無料
カスタムメトリックス(個別監視設定、3 個目から 1 個あたり)	50 円(54 円)/月
アラーム(6 個目から 1 個あたり)	10 円(10.8 円)/月
備考	
ア 本機能の提供は東日本リージョンまたは西日本リージョンにてCompute(FLATタイプ) またはCompute(VPCタイプ OpenNW)に限ります。	
イ 契約者の操作により設定した項目について、カスタムメトリックスは2個目まで、アラームは5個目まで無料となります。	
ウ 有償メニューの課金については、その料金月の最大登録数から本欄イに規定する無料分を差し引いた値となります。	

(A-11) Compute Security に係るもの

区分	月額料金
仮想パッチ(1 仮想サーバーあたり)	9,800 円(10,584 円)/月
ウイルス対策(1 仮想サーバーあたり)	6,200 円(6,696 円)/月
<p>備考</p> <p>ア 本機能は東日本リージョンにてCompute(FLATタイプ)またはCompute(VPCタイプ OpenNW)をご利用いただいている契約者のみに提供させていただきます。</p> <p>イ 料金月の途中で Compute Security の追加または削除があった場合、月額料金は日割りされないものとします</p> <p>ウ 契約者は、本機能の対象となる仮想サーバーの状態(起動、停止、削除)に関わらず、当社所定の方法により本機能を解約した料金月まで、本機能に係る料金の支払いを要するものとします。</p> <p>エ 本機能は、本契約者の特定の目的に適合すること、本契約者の期待通りの機能を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと、仮想サーバーにインストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p>	

B.A(Compute (FLAT タイプ)または Compute (VPC タイプ OpenNW) に係るもの)の利用に係らず、単独で利用可能なもの

(B-1)CDNに係るもの

区分	月額料金
CDN基本額(200GB まで)	1,500 円(1,620 円)/月
CDN加算額(200GB を超える部分)	12 円(12.96 円)/GB
<p>備考</p> <p>ア 契約者は、月額の利用料金としてCDN基本額(200GB まで)とCDN加算額(200GB を超える部分)を合算した額の支払いを要します。</p> <p>イ 当社は、料金月の途中でCDNを追加または削除した場合であっても、CDN基本額を日割りしません。</p> <p>ウ CDN加算額は、キャッシュサーバーから配送されるデータ量を当社の機器により測定し合算した値に基づき算定します。</p> <p>エ 契約者は、1の料金月において、CDN契約を申し込んだ後に解除した場合、申込み回数にCDN基本額(200GB まで)を乗じた料金の支払いを要します。</p>	

(B-2)オブジェクトストレージサービスに係るもの

利用量	月額料金
10TB までの部分	8.6 円(9.288 円)/GB
10TB を超えて 50TB までの部分	8 円(8.64 円)/GB
50TB を超えて 500TB までの部分	7.6 円(8.208 円)/GB
500TB を超えて 3000TB までの部分	7 円(7.56 円)/GB
<p>備考</p> <p>ア 1の料金月における利用量は、1時間ごとの利用量(一定の時間間隔ごとに測定した値の平均値とします。)の合計をその料金月の総時間数で除して得た値とし、当社の機器により測定します。</p>	

(B-3)DNSに係るもの

区分	月額料金
5 ホストゾーンごとに	1,000 円(1,080 円)/月
備考	
ア ホストゾーンは、その月に一度でも利用されたことのあるゾーンを指します。よって、同じゾーンを同じ月に 2 回設定した場合でも同じゾーンであれば 1 ホストゾーンと数えます。	
イ 料金月の途中でホストゾーン数を追加または削除した場合であっても、当社は月額料金を日割りしません。	

(B-4)Relational Database(RDB)に係るもの

プラン名	従量課金	月額上限料金
プラン vDB1	11 円(11.88 円)/時	5,200 円(5,616 円)/月
プラン vDB2	18 円(19.44 円)/時	8,500 円(9,180 円)/月
プラン vDB4	36 円(38.88 円)/時	17,000 円(18,360 円)/月
プラン vDB8	72 円(77.76 円)/時	34,000 円(36,720 円)/月
DB データディスク 30GB	0.8 円(0.864 円)/時	400 円(432 円)/月
DB データディスク 100GB	2 円(2.16 円)/時	1,000円(1,080円)/月
DB データディスク 300GB	8.8 円(9.504 円)/時	4,400円(4,752円)/月
バックアップディスク(10TB まで)	8.6 円(9.288 円)/GB	-
備考		
ア 本機能の提供は東日本リージョンのみとなります。		
イ 利用時間は、契約者の操作により作成を実行した時刻から起算し、契約者が削除の操作を実行した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。		
ウ 契約者は、月額の利用料金として基本額(プラン vDB1～vDB8 のいずれか)と DB データディスクの料金(30GB、100GB、300GB のいずれか)及びバックアップディスクの料金を合算した額の支払いを要します。		
エ バックアップディスクの利用量は一定時間間隔で算出し、1 時間の内の平均値とします。		
オ マルチゾーン構成(冗長構成)で利用の場合、基本額と DB データディスクの料金が 2 倍となります。		
カ DB データディスクの変更は、増量のみ可能ですが、30GB や 100GB から 300GB へ増量することはできません。		

(B-5)アドバンスド・サポートに係るもの

区分	月額料金
アドバンスド・サポート	備考アに定める対象サービスのご利用料金(合計)の 5%または、5,000 円(5,400 円)の大きい方
備考	

ア アドバンスト・サポートは、当社が別に定めるサービス(以下「対象サービス」といいます。)をご利用いただいている契約者またはサービス利用者(以下「アドバンスト・サポート対象者」といいます。)に限り提供します。アドバンスト・サポート対象者に該当しない契約者またはサービス利用者(以下「アドバンスト・サポート非対象者」といいます。)へは提供しません。

イ 対象サービスは予告なく追加・変更される場合があります。

ウ 月の途中で申込み・解約した場合であっても、月額料金を日割しません。

エ 対象サービスの利用料金とは、アドバンスト・サービスの申込み日に関わらず、対象サービス自体の当月分の利用料金を指します。

オ 仮想サーバー、CDN、オブジェクトストレージに係るSLAが適用された場合、当該SLA適用後の料金を利用料金とします。

カ キャンペーン等により対象サービスの利用料金の割引が適用された場合、適用後の料金が対象となります。

キ 卸パブリッククラウドサービスを契約している場合、当社はアドバンスト・サポート対象者毎に、対象サービスの利用料に基づき、アドバンスト・サポートの利用料を算出します。

ク 卸パブリッククラウドサービスを契約している場合、アドバンスト・サポートを利用するサービス利用者からの問合せについては、卸パブリッククラウドサービスに係る契約者が受け付けるものとし、当社に起因するものについては、その卸パブリッククラウドサービスに係る契約者が当社に問合せをしていただきます。

(B-6)パートナーポータルに係るもの

区分	月額料金
パートナーポータル	—
パートナー接続 API	—
備考	
ア 当社は、卸パブリッククラウドサービスに係る契約者に限り本機能を提供します。	
イ 本機能の利用により、契約者又はサービス利用者に生じる結果について、当社はいかなる責任も負担しないものとします。また、契約者は、本機能の利用により、第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。	
ウ 当社は、本機能が、契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないことおよびその作動又はデータに誤りがないことを保証するものではありません。	
エ 本機能は、予告なく、一部又は全部を変更または廃止する場合があります。	

(B-7)Backup Advancedに係るもの

区分	月額料金		
	通常帯	深夜帯	
シングルサイト保存	Single7	30 円(32.4 円)/GB	36 円(38.88 円)/GB
	Single30	36 円(38.88 円)/GB	43.2 円(46.656 円)/GB
	Single90	42 円(45.36 円)/GB	50.4 円(54.432 円)/GB
	Single365	48 円(51.84 円)/GB	57.6 円(62.208 円)/GB
マルチサイト保存	Double7	39 円(42.12 円)/GB	46.8 円(50.544 円)/GB
	Double30	48 円(51.84 円)/GB	57.6 円(62.208 円)/GB

Double90	57 円(61.56 円)/GB	68.4 円(73.872 円)/GB
Double365	66 円(71.28 円)/GB	79.2 円(85.536 円)/GB

備考

ア 1の料金月における利用量は、1日ごとのフロントエンド GB(契約者が本機能の対象として指定したファイル等(本機能を通じて当社の電気通信設備に蓄積されるデータをいいます。以下、「バックアップデータ」といいます。))の容量であって、契約者が本機能の設定又は閲覧等に当たって利用する管理画面に表示されるものをいいます。)の合計をその料金月の総日数で除して得た値(当社の機器により測定したものとします。)

イ 1日ごとのバックアップ開始時間について、契約者は当社が指定する時間帯から選択するものとし、当社はその時間帯中にバックアップを開始するものとします。

ウ 前項に基づき契約者が指定する時間帯が、0時から6時(日本時間)のものを深夜帯、それ以外のものを通常帯として、本機能に係る料金を算出するものとします。

エ バックアップデータの保管先については、当社が別に定めた場所とします。

オ 契約者が、Compute(FLATタイプ)に係る当社の電気通信設備(仮想サーバーを含みます)以外で本機能を利用した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

カ 契約者が本機能の解除をした場合、当社は本契約の解除に係らず、そのバックアップデータを消去します。

第2表 工事費

1 適用

ア 工事費の算定

工事費は、施行した工事に係る工事費を合計して算定します。

2 工事費の額

ア Comepute Sercurity に係るもの

区分	単位	工事費の額
仮想パッチに係る初期設定工事	1の仮想サーバーごとに	25,000 円(27,000 円)
ウイルス対策に係る初期設定工事	1の仮想サーバーごとに	20,000 円(21,600 円)

附則（平成 24 年 3 月 27 日 CL 第 103355 号）

（実施期日）

1 本規約は、平成 24 年 3 月 30 日から実施します。

（経過措置）

2 平成 24 年 3 月 30 日から平成 24 年 7 月 31 日までの間において、契約者は、料金表(1)仮想サーバーに係るもののうち、停止時に係る料金の支払いを要しません。

3 平成 24 年 3 月 30 日から平成 24 年 7 月 31 日までの間に本サービスの申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾した場合、契約者は、本サービスの利用を開始した日から翌々料金月の末日までの期間において、利用料金の累計額が 5,000 円に達するまでの部分について支払いを要しません。

附則（平成 24 年 5 月 30 日 CL 第 200671 号）

この改定規約は、平成 24 年 6 月 5 日から実施します。

附則（平成 24 年 6 月 21 日 CL 第 200944 号）

1 この改定規約は、平成 24 年 6 月 27 日から実施します。

（経過措置）

2 平成 24 年 6 月 27 日から平成 24 年 6 月 30 日までの間において、契約者は、料金表(8)CDNに係る料金の支払いを要しません。

附則（平成 24 年 7 月 23 日 CL 第 201187 号）

（実施期日）

1 この改定規約は、平成 24 年 8 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 平成 24 年 8 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間において、契約者は、料金表(1)仮想サーバーに係るもののうち、停止時に係る料金の支払いを要しません。

3 平成 24 年 8 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間に本サービスの申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾した場合、契約者は、本サービスの利用を開始した日から翌々料金月の末日までの期間において、利用料金の累計額が 5,000 円に達するまでの部分について支払いを要しません。

附 則（平成 24 年 9 月 25 日 CL 第 202056 号）

（実施期日）

1 この改定規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 24 年 10 月 22 日 CL 第 202342 号）

（実施期日）

1 この改定規定は、平成 24 年 10 月 23 日から実施します。

(経過措置)

2 平成24年10月23日から平成24年12月31日までの間に本サービスに係る契約の申込みをした場合であって、当社がその申込みを承諾したときは、契約者は、本サービスの利用を開始した日から翌々料金月の末日までの期間において、オブジェクトストレージサービスに係る利用料金及び仮想サーバー(日本国内のリージョンを選択して利用する場合に限り)等に係る利用料金(料金表第1表(料金)2(料金額)の(1)から(7)までに掲げるものに限り)の累計額が4,762円(5,000円)に達するまでの部分について支払いを要しません。

附則(平成24年12月25日 CL第203060号)

(実施期日)

1 この改定規定は、平成25年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成25年1月1日から平成25年3月31日までの間に本サービスに係る契約の申込みをした場合であって、当社がその申込みを承諾したときは、契約者は、本サービスの利用を開始した日から翌々料金月の末日までの期間において、オブジェクトストレージサービスに係る利用料金及び日本国内のリージョンを選択して利用する仮想サーバー等に係る利用料金(料金表第1表(料金)2(料金額)の(1)から(7)までに掲げるものに限り)の累計額が4,762円(5,000円)に達するまでの部分について支払いを要しません。

附則(平成25年2月20日 CL第203664号)

(実施期日)

1 この改定規定は、平成25年2月21日から実施します。

附則(平成25年3月27日 CL第204332号)

1 この改定規約は、平成25年3月28日から実施します。

(経過措置)

2 平成25年3月28日から平成25年3月31日までの間において、料金表第1表(料金)2(料金額)の(10)を除くサービスを新規にお申込みいただく場合は、お申込み日から平成25年3月31日までの期間において、当該サービスに係る料金の支払いを要しません。ただし、既存契約のプラン変更については、対象外となります。

3 平成25年3月28日から平成25年4月30日までの間において、料金表第1表(料金)2(料金額)の(11)、(12)、(13)を新規にお申込みいただく場合は、お申込み日から平成25年4月30日までの期間において、当該サービスに係る料金の支払いを要しません。

4 平成25年3月28日から平成25年6月30日までの間に本サービスに係る契約の申込みをした場合であって、当社がその申込みを承諾したときは、契約者は、本サービスの利用を開始した日から翌々料金月の末日までの期間において、日本国内のリージョンを選択して利用する料金表第1表(料金)2(料金額)の(8)および(10)を除くすべてのサービスの累計額が4,762円(5,000円)に達するまでの部分について支払いを要しません。(この場合において附則(平成24年12月25日 CL第203060号)の(経過措置)2の規定は適用されません。)

附則(平成25年4月11日 CL第300045号)

1 この改定規約は、平成25年4月11日から実施します。

(経過措置)

2 平成25年4月11日から、附則(平成25年3月27日 CL第204332号)の(経過措置)3および4に料金表第1表(料金)2(料金額)の(14)を追加します。

附則（平成25年5月10日 CL第300369号）

1 この改定規約は、平成25年 5月14日から実施します。

附則（平成25年5月10日 CL第300369号）

1 この改定規約は、平成25年 5月16日から実施します。

附則（平成25年6月20日 CL第300795号）

1 この改定規約は、平成25年 6月20日から実施します。

附則（平成25年6月26日 CL第300868号）

1 この改定規約は、平成25年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成25年7月1日から平成25年9月27日までの間に本サービスに係る契約の申込みをした場合であって、当社がその申込みを承諾したときは、契約者は、本サービスの利用を開始した日から翌々料金月の末日までの期間において、日本国内のリージョンを選択して利用する料金表第1表(料金)2(料金額)の(8)および(10)を除くすべてのサービスの累計額が4,762円(5,000円)に達するまでの部分について支払いを要しません。

附則（平成25年7月24日 CL第301163号）

1 この改定規約は、平成25年7月25日から実施します。

（経過措置）

2 附則(平成25年6月26日CL第300868号)の(経過措置)2の適用対象外となっていた料金表第1表(料金)2(料金額)の(10)についても、平成25年7月25日から対象に追加します。

3 料金表第1表(料金)2(料金額)の(10)については、平成25年7月中に申込みがなされた場合に限り、当該申込み日に遡って改定後の料金が適用されます。

附則（平成25年9月17日 CL第301734号）

1 この改定規約は、平成25年9月18日から実施します。

（経過措置）

2 平成25年9月18日以降、附則(平成25年6月26日 CL第300868号)の(経過措置)2の適用にあたっては、他のキャンペーン・割引特典との併用は不可となります。

附則（平成25年9月27日 CL第301884号）

1 この改定規約は、平成25年10月3日から実施します。

附則（平成25年10月31日 CL第302243号）

1 この改定規約は、平成25年10月31日から実施します。

（経過措置）

2 平成25年10月31日から平成25年11月30日までの間に本サービス(料金表第1表(料金)2(料金額)B(Compute (VPCタイプ ClosedNW)に係るもの)のもの)に限ります。以下、本項において同じとします。)に係る契約の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾したときは、料金表第1表(料金)2(料金額)の(B-1)から、(B-2)、(B-3)、(B-4)、(B-5)、(B-6)、(B-7)、(B-8)まで

の料金(本サービスの利用を開始した日から平成 25 年 11 月 30 日までの期間の料金とします。)について、サービスを新規にお申込み
いただく場合は、お申込み日から平成 25 年 11 月 30 日までの期間において、当該サービスに係る契約者は、その料金の支払いを要
しません。

附則 (平成25年11月20日 CL第302404号)

1 この改定規約は、平成 25 年 11 月 25 日から実施します。

附則 (平成25年12月5日 CL第302561号)

1 この改定規約は、平成 25 年 12 月 5 日から実施します。

附則 (平成25年12月11日 CL第302636号)

1 この改定規約は、平成 25 年 12 月 12 日から実施します。

附則 (平成26年1月9日 CL第302898号)

1 この改定規約は、平成 26 年 1 月 9 日から実施します。

附則 (平成26年2月13日 CL第303225号)

1 この改定規約は、平成 26 年 2 月 18 日から実施します。

附則 (平成26年2月27日 CL第303378号)

1 この改定規約は、平成 26 年 2 月 27 日から実施します。

附則 (平成26年3月4日 CL第303435号)

1 この改定規約は、平成 26 年 3 月 6 日から実施します。

附則 (平成26年3月27日 CL第303829号)

1 この改定規約は、平成 26 年 3 月 27 日から実施します。

附則 (平成26年3月27日 CL第303829号)

1 この改定規約は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附則 (平成26年4月22日 CL第400147号)

1 この改定規約は、平成 26 年 5 月 1 日から実施します。

附則 (平成26年4月28日 CL第400229号)

1 この改定規約は、平成 26 年 5 月 8 日から実施します。

附則 (平成26年4月28日 CL第400229号)

1 この改定規約は、平成 26 年 6 月 5 日から実施します。

(経過措置)

2 契約者は、料金表(C-6)Logging の料金について、平成 26 年 6 月 5 日から平成 26 年 7 月 31 日までの利用分についてはその支払いを要しません。

附則（平成26年6月3日 CL第400516号）

1 この改定規約は、平成 26 年 6 月 5 日から実施します。

附則（平成26年6月3日 CL第400516号）

1 この改定規約は、平成 26 年 6 月 19 日から実施します。

（経過措置）

2 平成 26 年 6 月 19 日から平成 26 年 7 月 31 日までの間に、料金表第 1 表(料金)2(料金額)の料金表(C-4)PaaS を新規にお申込みいただく場合は、お申込み日から平成 26 年 7 月 31 日までの期間において、当該サービスに係る料金の支払いを要しません。なお、当該期間において、新規利用が可能なメモリの容量は最大 10 GB となります。

附則（平成26年6月30日 CL第400793号）

1 この改定規約は、平成 26 年 7 月 2 日から実施します。

附則（平成26年8月1日 CL第401063号）

1 この改定規約は、平成 26 年 8 月 7 日から実施します。

附則（平成26年8月26日 CL第401252号）

1 この改定規約は、平成 26 年 8 月 28 日から実施します。

附則（平成26年10月3日 CL第401669号）

1 この改定規約は、平成 26 年 10 月 16 日から実施します。

附則（平成 26 年 10 月 19 日 CL第 401770 号）

1 この改定規定は、平成 26 年 10 月 20 日から実施します。

2 平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 10 月 19 日までに生じた料金表第 1 表(料金)2(料金額)の「(A-1)仮想サーバーに係るもの ① 東日本リージョンにおいて Compute (FLAT タイプ)若しくは Compute (VPC タイプ OpenNW)又は西日本リージョンにおいて Compute(FLAT タイプ)を選択した場合」のプラン vQ およびプラン vI に係る支払いを要すべき料金については、改定後の料金が適用されます。

（経過措置）

3 平成 26 年 10 月 20 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間に契約者が本サービスに係る契約の申込みをした場合であって、当社がその申込みを承諾したときは、契約者は、本サービスの利用を開始した日から翌々料金月の末日までの期間において、料金表第 1 表(料金)2(料金額)に定める料金の累計額が、12,000 円(12,960 円)に達するまでの部分について支払いを要しません。

附則（平成26年11月21日 CL第402117号）

1 この改定規約は、平成 26 年 12 月 1 日から実施します。

附則（平成26年11月28日 CL第402189号）

1 この改定規約は、平成 26 年 12 月 9 日から実施します。

附則（平成27年1月23日 CL第402732号）

1 この改定規約は、平成 27 年 1 月 28 日から実施します。

附則（平成27年2月13日 CL第402990号）

1 この改定規約は、平成 27 年 2 月 19 日から実施します。

（経過措置）

2 契約者は、料金表(C-9)Backup Advanced の料金について、平成 27 年 2 月 19 日から平成 27 年 2 月 28 日までの利用分についてはその支払いを要しません。

附則（平成27年5月12日 CL第500325号）

1 この改定規約は、平成 27 年 5 月 15 日から実施します。

附則（平成27年5月27日 CL第500516号）

1 この改定規約は、平成 27 年 6 月 4 日から実施します。

附則（平成27年9月25日 CL第501909号）

1 この改定規約は、平成 27 年 10 月 1 日から実施します。

附則（平成28年2月19日 CL第503695号）

1 この改定規約は、平成 28 年 3 月 4 日から実施します。

附則（平成28年10月25日 CL第00101885号）

1 この改定規約は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

附則（平成28年12月14日 CL第00122545号）

1 この改定規約は、平成 28 年 12 月 15 日から実施します。

附則（平成29年3月13日 CL第0000708351号）

1 この改定規約は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 「B. Compute (VPC タイプ ClosedNW) に係るもの((B-1)から(B-8)まで)」は平成 29 年 4 月 1 日をもって新規申込を終了し、平成 30 年 3 月 31 日をもって、提供を終了します。

3 「(C-4)PaaS に係るもの」は平成 29 年 4 月 1 日をもって新規申込を終了し、平成 30 年 3 月 1 日をもって、提供を終了します。

4 「(A-9)ファイルストレージ(NFS)に係るもの」および「(C-6)Logging に係るもの」は平成 29 年 4 月 1 日をもって新規申込を終了し、平成 29 年 9 月 30 日をもって、提供を終了します。

附則（平成29年10月1日 CL第00238338号）

1 この改定規約は、平成 29 年 10 月 1 日から実施します。

附則（平成30年3月2日 CL第00298306号）

1 この改定規約は、平成 30 年 3 月 2 日から実施します。

附則（平成30年8月16日 CL第00379710号）

1 この改定規約は、平成 30 年 9 月 1 日から実施します。